

2022年6月

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

## 「特約付き金銭信託[暦年贈与信託]約款」の改定について

「特約付き金銭信託[暦年贈与信託]約款」を下記のとおり改定いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 改定対象および変更内容

##### (1) 改定対象

「特約付き金銭信託[暦年贈与信託]約款」 特約条項 第2条(4)内 第1条の2(3) ②

##### (2) 変更内容

変更前	変更後
②受益者変更により指定受益者が取得した受益権は確定的に当該指定受益者に帰属するものとし、委託者は、当該指定受益者が取得した受益権について再度の受益者変更、受益者変更の撤回および次項に基づく信託の分割を行うことはできません。	②受益者変更により指定受益者が取得した受益権は確定的に当該指定受益者に帰属するものとし、 <u>当該指定受益者は、別途提出する「暦年贈与信託口座振替依頼書」等の指定に基づき、指定受益者の信託財産の中から金銭で交付を受けることができます。</u> かかる指定に基づく解約で、 <u>当社所定の要件を満たした場合、第12条第8項の規定にかかわらず、解約手数料は発生しません。</u> また、委託者は、当該指定受益者が取得した受益権について再度の受益者変更、受益者変更の撤回および次項に基づく信託の分割を行うことはできません。

※改定後の「特約付き金銭信託[暦年贈与信託]約款」につきましては、次ページ以降をご参照ください。

#### 2. 改定日

2022年7月11日(月)

#### 【ご照会先】

弊社取扱店([リンク](#))までお問い合わせください。

(受付時間:平日 9:00~17:00(土・日・祝日等を除く))

以上

## 特約付き金銭信託[暦年贈与信託]約款

### 第1条 (信託目的・追加信託・証券類の受入れ等)

- (1) 委託者は、この証書面(通帳式の場合通帳)記載の金銭を受益者のために利殖する目的で信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。
- (2) 委託者は、当社の承諾を得ていつでもこの信託に金銭を追加することができます(以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」とします。)
- (3) 当社が信託金を受入れた日を信託契約日または追加信託日とします。
- (4) 小切手その他の証券類により受入れたときは、その証券類が決済された日を信託契約日または追加信託日とします。受入れた証券類が不渡りとなったときは信託金にはなりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換に(通帳式の場合通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ)、受入店で返却します。

### 第2条 (信託期間)

- (1) 信託契約の期間は、信託契約日に始まり、証書面(通帳式の場合通帳)記載の信託財産交付日の前日(以下「信託期間満了日」とします。)をもって終わります。なお、信託期間は、委託者および受益者のお申出により延長することができます。
- (2) 追加信託がなされたときに、その追加信託日から信託期間満了日までの期間が2年に満たない場合には、信託期間満了日は、前項にかかわらずその追加信託日から2年間延長されます。その後追加信託がなされたときにも同様とします。  
ただし、第11条第1項第4号に定める収益金を追加する場合は、この限りではありません。
- (3) この信託契約は、信託期間満了日より前に解約できません。  
ただし、やむを得ないご事情のため委託者のご同意を得て受益者から全部または一部の解約のお申出があり、当社でこれを認めたときは全部または一部の解約に応ずることがあります。
- (4) 前項のお申出は、委託者の死亡の後には、受益者だけでできます。

### 第3条 (運用)

- (1) 当社は、利息等の安定的な収入の確保により信託財産(「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。)の成長を図ることを目的として、信託財産を次の各号に掲げる財産に運用します。
  - ① 貸付金、割引手形
  - ② 国債、地方債、社債(社債の引受権を表示する証書を含みます。)、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券
  - ③ 預金、コールローンおよび手形割引市場において売買される手形
  - ④ コマーシャルペーパーその他の有価証券
  - ⑤ 信託受益権および信託受益証券(当社を受託者とするものを含みます。)
  - ⑥ 株式(新株予約権証券を含みます。)および特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
  - ⑦ 不動産
  - ⑧ 前各号に掲げるものに類似する性質を有する資産
  - ⑨ 前各号に掲げるものの性質を有する外貨建資産
- (2) 当社は、信託財産に属する有価証券を、貸付に運用することができます。この貸付によって取得した金銭は信託財産に属します。
- (3) 当社は、信託財産の価格変動および為替変動に備えまたはその効率的な運用に資するため、有価証券・通貨・金利・信用に係る先物取引、指数先物取引、オプション取引およびスワップ取引等(外国為替の売買予約を含みます。)を行うことができます。
- (4) 当社は、信託財産を担保に供して借入をすることができます。この借入金は信託財産に属します。
- (5) 当社は、必要があると当社が認めた場合には、信託財産に属する貸付金等とこの信託の信託財産に属さない債務との相殺をし、または当該貸付金等の借り主と相殺の約定(借り主からの相殺の約定を含みます。)をすることができます。

### 第3条の2 (当社等との取引)

- (1) 当社は、信託財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(以下「兼営法施行規則」とします。)第23条第3項第2号二に定める場合に該当するときは、信託財産を当社の銀行勘定に運用することができます。この場合、当社は当社店頭に表示(掲示、備置等による方法を含みます。以下同じ。)する利率で付利します。
- (2) 当社は、受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第23条第3項に定める場合に該当するときは、貸付、貸付金の売買取引、コールローン、第3条第2項および第3項に掲げる取引、為替取引および有価証券の売買取引等信託財産の運用に必要な取引(有価証券等の売買取引の委託を含みます。)を、当社の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、当社が第三者の代理人となって行う取引を行う場合も含みます。)、当社の利害関係人、第5条の2に定める委託先または他の信託財産との間で行うことができます。
- (3) 前項に定める利害関係人とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「兼営法」とします。)第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に定める利害関係人をいい、兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第22条第2項により読み替えられる場合を含みます。以下同じ。

### 第3条の3(競合行為)

- (1) 当社は、当社が受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為(以下「競合行為」とします。)について、当社の銀行勘定または当社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。
- (2) 当社は前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。
- (3) 第1項の定めにかかわらず、当社は同項の競合行為が法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

### 第4条(合同運用)

- (1) 当社は、信託財産を運用方法を同じくする他の信託財産と合同して運用します。
- (2) 前項に基づき合同して運用した信託財産(以下「合同運用財産」とします。)について生じた損益は、第11条および第12条に定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。
- (3) 合同運用を行う他の信託の受益者は、合同運用財産の運用にかかる信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料を閲覧または謄写することができるものとします。

### 第4条の2(合同運用財産の統合)

- (1) 当社は、合同運用財産を、信託目的および運用方法を同じくする他の信託契約に係る合同運用財産と統合することがあります。  
ただし、合同運用財産の統合は、収益金の分配額が、統合により減少しない場合に限るものとします。
- (2) 当社は、前項に基づき合同運用財産の統合を行うときは、合同運用財産の統合がなされる旨、統合する合同運用財産の内容および統合期日、ならびに統合について異議のある委託者または受益者は一定期間内(1ヵ月以上とします)にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その統合を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます。
- (4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

### 第5条(信託の登記・登録の留保等)

- (1) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、当社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- (2) 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために当社が必要と認めるときは、当社は速やかに登記または登録をするものとします。
- (3) 信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、当社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (4) 動産(金銭を除く)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

### 第5条の2(信託業務の委託)

- (1) 当社は、次の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者(当社の利害関係人を含みます。)に委託することがあります。
  - ① 信託財産に属する有価証券の処分およびこれに付随する業務 金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営む者およびこれらの子会社等で有価証券の保管を業として営む者
  - ② 信託財産に属する貸付金および貸付金の担保物の管理および回収ならびにこれに付随する業務 法務大臣の許可を受けた債権回収会社
- (2) 当社は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から次に掲げる基準の全てに適合する者を委託先として選定します。
  - ① 委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。
  - ② 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。
  - ③ 委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。
- (3) 当社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、第1項に掲げる者が前項に定める基準の全てに適合する者であるかを確認するものとします。
- (4) 当社は、第1項に定める当社の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、市場水準等に照らし公正と認められる条件により行うことができます。
- (5) 前4項にかかわらず、当社は以下の業務を、当社が適当と認める者(当社の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
  - ① 信託財産の保存にかかる業務
  - ② 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - ③ 当社(当社から指図の権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により委託先が行う業務
  - ④ 当社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

### 第6条(元本補てん・利益補足・予定配当率)

- (1) 当社は、貸付先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により信託金の元本に万一欠損が生じた場合、信託終了のときに完全にこれを補てんいたします。

(暦年贈与信託約款)

当社が補てんする欠損は、信託法第 13 条に定める一般に公正妥当と認められる会計の慣行および本約款第 11 条の規定に基づき計算された信託終了時の欠損をいいます。ただし、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当社に対する与信等に係る損失は、当該欠損額から控除します。

- (2) 当社は、金融情勢等を勘案のうえ、信託契約の期間等に応じて予定配当率を決定し、当社店頭に表示することにより受益者に示します。
- (3) 当社は、利益の補足を行いません。したがって、受益者に示した前項の予定配当率は、これを保証するものではありません。

**第 6 条の 2(信託の分割等)**

当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、当社は、預金保険法の保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等に該当する受益権（以下「付保受益権」とします。）の受益者に対する元本補てんの履行、および保険事故等が発生した後の信託目的を達成するための事務を円滑に行うことを目的として、本信託受益者の利益に資する条件を定める限りにおいて当社の判断により信託を分割することができるものとし、当該分割は当社の定める時点において効力を生じるものとし、この場合、当社は、信託分割における主要な事項について、インターネットの利用その他の一般に周知する方法として適切な手段と考えられる方法により事前に公表するほか、遅滞なく通知または公告を行うものとし、また、当社に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合において、この信託または分割により新設された信託について、清算することが受益者の利益に資するものと当社が判断したときには、信託を終了することとします。

**第 7 条 (租税・事務処理費用)**

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用は、信託財産の中から支払います。

**第 8 条 (信託の終了事由)**

この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。

- ① 第 2 条第 1 項および第 2 項に定める信託期間の満了（以下「期間満了による信託の終了」とします。）
- ② 第 2 条第 3 項ただし書に定める全部の解約（以下「解約による信託の終了」とします。）
- ③ 第 4 条の 2 第 3 項および第 1 7 条第 3 項に定める解約（以下「異議による信託の終了」とします。）
- ④ 第 9 条第 1 項に定める解約（以下、「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了」とします。）

**第 8 条の 2 (マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)**

- (1) 当社は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託およびこの信託の全部または一部の解約等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

**第 9 条 (反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除)**

- (1) 当社は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、この信託の全部の解約ができるものとし、
  - ① 委託者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じ。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、次のいずれかに該当すると認められる場合
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他前各号に準ずる者
  - ③ 委託者、受益者、委託者又は受益者の代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約の関係者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
  - ④ この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (2) 委託者は、第 1 6 条にもとづく受益者の指定または変更もしくは第 1 8 条にもとづく受益権の譲渡、質入に際し、第 1 項第 2 号のいずれかに該当する者、もしくは第 1 項第 3 号のいずれかに該当する行為

(暦年贈与信託約款)

をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法で、受益者の指定または変更ならびに受益権の譲渡または質入れを行ってはならないものとします。

#### 第 10 条 (収益金の計算日・計算期間)

この信託は、毎年 3 月・9 月の各 25 日 (以下「計算期日」とし、前回計算期日の翌日から当該計算期日までの期間を以下「計算期間」とします。) および信託終了日において、第 11 条および第 12 条に定める方法により受益者の収益金を計算します。

#### 第 11 条 (利益処分・信託報酬・収益金分配等)

- (1) 計算期日に合同運用財産について生じた計算期間中の利益は、次の順序により処理します。
  - ① 合同運用財産に属するそれぞれの信託金の元本につき、第 2 項に定める信託報酬率により計算される信託報酬 (ただし、円未満の端数は切り捨てます。) と第 7 条に定めるその他の諸経費を当該計算期日に控除します。
  - ② 合同運用財産につき生じた損失があるときは、その損失に充当します。
  - ③ 当該計算期日における合同運用財産での貸付金等の残高に対し 1000 分の 3 以内の割合で当社が決定する率により計算される金額を、貸付金等の貸倒れに備える目的で債権償却準備金に繰入れます。なお、この債権償却準備金は翌計算期間において利益に戻入れをします。
  - ④ 前各号の処理をした後の残額 (以下「総収益額」とします。) は合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者に対する収益金として分配します。分配に当っては、当該計算期日の翌日以降に受益者があらかじめ指定した方法により金銭で支払います。なお、収益金の支払日が当該計算期日の翌々日以降となった場合も、その収益金については付利しません。
- (2) 信託報酬率は、総収益額と合同運用財産に属するそれぞれの信託金の各受益者ごとに計算される予定配当額 (当社が前回計算期日の翌日 (ただし、前回計算期日の翌日以降受入れた信託金については、その受入日) に示した各受益者ごとの予定配当率と当該計算期間中の信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算される額。以下同じ。) の合計額とが同額となるよう決定されます。

ただし、信託報酬率は年 8.0 パーセントを上限、年 0.01 パーセントを下限とします。
- (3) 前条の収益金の計算に当っては、まず合同運用財産についての総収益額を確定し、その総収益額を各受益者の予定配当額で按分比例して分配します。

#### 第 12 条 (信託財産の交付)

- (1) 期間満了による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの日数、前回計算期日の翌日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から信託期間満了日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により収益金の額を計算し、信託期間満了日の翌日以降に、信託金の元本とともに受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (2) 期間満了による信託の終了の場合、お支払のお申出が信託期間満了日の翌々日以降になされたときの信託期間満了日の翌日からお申出日の前日までの収益金 (以下「期日後収益」とします。) については予定配当率に代えて、お申出日に、当社店頭に表示する普通預金利率により計算して受益者が指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

ただし、当該お申出が信託期間満了日の翌日以降初めて到来する計算期日の翌日以降になされた場合の期日後収益は、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの期間については、当該計算期日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以降に、当該計算期日の翌日からお申出日の前日までの期間については、当該お申出日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該お申出日に、それぞれ受益者の指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (3) 解約による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日 (ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。) からお申出日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日からお申出日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料 (ただし、信託契約日からお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。) を差引いた後の残額を、解約のお申出日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (4) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合、前回計算期日の翌日 (ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場合には信託契約日。以下本項において同じ。) から解約日の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予定配当率および前回計算期日の翌日から解約日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、前項に定める解約手数料と同額の解約調整金 (ただし、信託契約日から解約日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。) を差引いた後の残額を、解約日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。
- (5) 反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了の場合で、解約日が信託期間満了日の翌々日以降の場合の期日後収益については予定配当率に代えて、解約日に、当社店頭に表示する普通預金利率により計算して受益者が指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

ただし、当該解約日が信託期間満了日の翌日以降初めて到来する計算期日の翌日以降の場合の期日後収益は、信託期間満了日の翌日から当該計算期日までの期間については、当該計算期日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該計算期日の翌日以降に、当該計算期日の翌日から解約日の前日までの期間については、当該解約日に当社店頭に表示する普通預金利率により計算して当該解約日に、それぞれ受益者の指定した方法で合同運用財産の中から金銭で支払います。

#### (暦年贈与信託約款)

- (6) 前各項の収益金の額は、各項の定めにかかわらず、当該信託金の受益者に帰属すべき金額（それぞれのお申出日において第11条の定めにした方法により計算した場合に求められる金額）を限度とします。
- (7) 信託期間満了日前に受益者から一部の解約のお申出があり当社がこれを認めた場合には、お申出日、お申出の額から解約手数料を差引いた後の残額を、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。  
なお、その後信託が終了した場合で、信託契約日以降に生じた税引後の収益金の額が既に差引いた解約手数料の額を下回るときは、その差額を信託終了日以降に受益者に金銭で返戻します。
- (8) 異議による信託の終了の場合、お申出日に第3項に定める方法により支払います。ただし、当社が認めるときは、解約手数料を差引かないことがあります。
- (9) 第3項、第7項および第8項の解約手数料は、それぞれのお申出日に当社店頭に表示する解約手数料とします。なお、解約手数料は、金融情勢の変動等により変更されることがあります。
- (10) 第3項、第7項および第8項の解約手数料ならびに第4項の解約調整金は、各項に定める方法によらず、別途の方法で受益者から受領することもできます。
- (11) 第1項、第3項、第4項、第5項、第7項および第8項の信託の終了の際には、証書裏面の受取欄もしくは当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して取扱店に提出してください（通帳式の場合、当社所定の請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店に提出してください）。  
なお、第4項および第5項の信託の終了の場合には、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 第13条（受益者への報告事項）

- (1) 当社は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ当該各号に掲げる方法により受益者に報告し、または受益者の閲覧に供します。
  - ① 削除
  - ② 信託終了時の最終計算を記載した書面 受益者への交付
  - ③ 兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第27条第1項に定める信託財産状況報告書および信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料 当社店頭での書面の備置き、閲覧（なお、受益者から照会があった場合には当社はすみやかに回答するものとします。）
  - ④ 兼営法第2条第1項にて準用する信託業法第29条第3項に従い信託財産と当社の銀行勘定、当社の利害関係人、第5条の2第1項に定める委託先または他の信託財産との取引の状況を記載した書面および信託法第31条第1項各号に定める行為についての重要な事実を記載した書面 当社店頭での書類の備置き、閲覧（なお、受益者から照会があった場合には当社はすみやかに回答するものとします。）
- (2) 当社は、前項第3号の備置きにより、信託法第37条第3項の報告に代えるものとします。
- (3) 当社は、第1項第4号の備置きにより、信託法第31条第3項の通知に代えるものとします。
- (4) 受益者は、信託計算規則第4条第3項に定める財産状況開示資料の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
- (5) 委託者と受益者が異なる場合において、当社は、受益者に対し、受益権の取得または喪失について通知する義務を負わないものとします。
- (6) 当社は、この信託約款に定めのあるもののほかは、受益者への通知を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知義務が定められている事項につき、通知しないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

#### 第14条（善管注意義務）

- (1) 当社は、この信託契約の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。
- (2) 当社がこの信託約款や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
- (3) 前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると当社が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し当社が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でない当社が認める場合は、この限りではありません。

#### 第15条（権利の消滅）

- (1) この信託について長期間お取引がない場合、当社は、この信託の信託財産（以下本条から第15条の3までにおいて「信託財産」といいます。）を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に定める休眠預金等として取扱ひ、同法に定める休眠預金等移管金を預金保険機構に納付します。当社が当該納付を行ったとき、信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の休眠預金等とは、信託財産に係る最終異動日等から10年を経過したものをいいます。
- (3) 休眠預金等活用法等の施行に伴う詳細については、第15条の2から第15条の3によります。
- (4) なお、休眠預金等活用法に定める休眠預金等に該当せず、受益者が信託期間満了日の後10年間当社に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、信託財産は当社に帰属するものとします。

#### 第15条の2（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- (1) 信託財産について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日を

#### (暦年贈与信託約款)

いうものとし、

- ①当社ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
  - ②将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、信託財産に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③当社が受益者に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が受益者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が受益者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限り、
  - ④信託財産が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における信託財産に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に定める事由のみをいうものとし、信託財産に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ①信託期間の末日
  - ②法令または契約に基づく信託金の追加または信託財産の交付が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が信託金の追加または信託財産の交付の予定を把握することができるものに限り、）  
当該信託金の追加または信託財産の交付が行われた日もしくは当該信託金の追加または信託財産の交付が行われないことが確定した日

#### 第15条の3（休眠預金等代替金の支払に係る申出の委任）

- (1) 受益者は、第15条第1項に定める場合、当社を通じてこの信託財産に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、受益者は、当社に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (2) 受益者は、第15条第1項に定める場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。
  - ①信託財産に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
  - ②信託財産に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由を満す場合に限り、受益者に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
  - ①当社が信託財産に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、受益者が当社に対して有していた信託財産に係る債権を取得する方法によって支払うこと

#### 第16条（受益者・受託者の変更等）

- (1) 委託者は、当社の承諾を得て受益者を指定または変更することができます。
- (2) 受益者は、信託法第58条第4項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- (3) 委託者は、この信託約款に定めるものを除き、この信託に関して何ら権利を有しないものとします。
- (4) この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属し相続されません。

#### 第17条（信託約款の変更）

- (1) 当社は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得てまたは委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できます。
- (2) 当社は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内（1ヵ月以上とします）にその異議を述べるべき旨を公告します。
- (3) 当社は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第2条第3項の規定にかかわらず、信託契約を解約することができます（受益者が当社に対し受益権の買取請求を行った場合にも、解約手続をもってこれに替えるものとします。）。
- (4) 第2項の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。
- (5) この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

#### 第18条（譲渡・質入）

- (1) この信託の受益権は、当社の承諾がなければ譲渡または質入することはできません。
- (2) 当社が、やむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、当社所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款に同意することを条件とします。

#### 第19条（印鑑届出・印鑑照合）

- (1) 委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、その他信託契約関係者のご印鑑は、委託者からあらかじめ取扱店に届出てください。
- (2) 当社が、この信託に関する請求書、諸届その他の書類に使用された印影を前項の届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

#### 第20条（届出事項の変更、証書等の再発行等）

#### (暦年贈与信託約款)

- (1) 次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者、その相続人または受益者は直ちに取扱店にお申出のうえ、当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
  - ①信託証書、通帳または印章の喪失
  - ②印章、名称、住所その他の届出事項の変更
  - ③委託者、受益者、委託者または受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他信託契約関係者の死亡またはその行為能力の変動、その他の異動
- (2) 前項第3号に定める行為能力の変動とは、次の各号の場合をいいます。
  - ①家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合、または既にその審判を受けている場合
  - ②家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合、または既に選任されている場合
  - ③前2号の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合
- (3) 第1項の場合、信託金の元本もしくは収益金の支払いまたは信託証書（通帳式の場合通帳）の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 信託証書（通帳式の場合通帳）を再発行する場合には、当社店頭に表示する再発行手数料をいただきます。

#### 第20条の2（通知のみなし到達）

- (1) 届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (2) 前項の規定は、当社が委託者、その相続人または受益者の住所を知ることができず、通知または送付書類を発送できない場合にも適用します。

#### 第21条（受益債権の相殺等）

- (1) 当社は、信託財産交付日が未到来であっても、受益者と別に約定した場合には、その定めにしたがい、この信託の受益債権と当社のその受益者に対する貸付金等の債権（この信託の信託財産に属さない債権を含みます。以下同じ。）とを相殺することができます。また、相殺によらず、この信託を解約し解約金を債権の弁済に充当することもできます。この場合の手続き、計算方法等については別に約定した定めにしたがいます。
- (2) 受益者は、信託財産交付日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務（元本補てん契約のない信託勘定からの債務を除きます。以下同じ。）と相殺する場合に限り当該相殺金額について信託金の元本に係る受益債権と当該債務とを相殺することができます。なお、受益債権に受益者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で受益者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

また、受益者が相殺の対象とする当社に対する借入金等の債務が銀行勘定からの債務である場合、受託者たる当社が相殺対象となった受益債権を代位取得するものとし、当社は当該受益債権と銀行勘定貸その他信託財産からの債務との相殺を行いません。
- (3) 前項により受益者から相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、証書（または通帳）は届出の印章により押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この受益債権で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には、受益者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (4) 第2項により受益者から相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとし、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払いは不要とします。
- (5) 第2項により受益者から相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 第22条（新法の適用・引用条文等の変更）

- (1) この信託には新法（信託法（平成18年法律第108号）及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号））による改正後の法律が適用されるものとします。
- (2) 法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。



## 特約条項

委託者と受託者は次のとおり特約します。

第1条 この信託を「暦年贈与信託」と称します。

第2条 指定金銭信託約款を次の通り改めます。

(1) 第1条第1項を次のとおり改めます。

委託者は、信託された金銭を受益者（第1条の2第3項に定める「指定受益者」を含みます。）のために利殖し、かつ、贈与を希望する場合は当社所定の書面において毎年その都度意思表示を行い、指定した者に指定した金額の信託財産（「信託財産」とは、信託金およびその運用により取得した財産をいいます。以下同じ。）に係る受益権を取得させる目的として信託し、当社は受託者としてこれを引き受けました。

(2) 第1条第2項を次のとおり改めます。

委託者は、当社の承諾を得てこの信託に金銭を追加することができます（以下この信託約款に従い信託された金銭を「信託金」とします。）。

(3) 第1条第4項中の「証書と引換に（通帳式の場合通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ）」を「通帳の当該受入れの記載を抹消したうえ」に改めます。

(4) 第1条の次に次の1条を加えます。

### 第1条の2（受益者、信託契約の分割等）

(1) この信託においては、委託者は、信託契約日に受益権を取得します。

(2) ①委託者は、信託申込時に、当社所定の方法により、受益者候補（「受益者候補」とは、本条第3項の定めに基づき、将来に受益者変更により受益権を取得する者の候補者をいいます。以下同じ。）を指定します。

②委託者は、当社の承諾を得た上で、この受益者候補の追加・取消をすることができます。

③委託者は、受益者候補の指定に当たっては、委託者の3親等以内の親族から指定するものとします。なお、本項に基づく受益者候補の指定内容について当社は原則として検証を行わず、当該指定内容がこの信託約款に反するものであったとしても、当該指定内容に従った取扱いは有効とみなされ、当社は、当該取扱いにより生じた委託者その他第三者の損害について責任を負わないものとします。ただし、当社が必要と認めるときは、委託者に対し、当社は当該指定内容の検証を行う場合があり、その結果、当社は当該指定内容の取消を行うことがあります。

(3) ①委託者は、毎年、当社所定の期間内に、当社の承諾を得て、この信託の信託財産の元本の全部または一部の受益者を、受益者候補の中から指定・変更することができます（受益者候補の中から指定された者を以下「指定受益者」といいます。また、本項に定める受益者の指定・変更につき、以下「受益者変更」といいます。）。

②受益者変更により指定受益者が取得した受益権は確定的に当該指定受益者に帰属するものとし、当該指定受益者は、別途提出する「暦年贈与信託口座振替依頼書」等の指定に基づき、指定受益者の信託財産の中から金銭で交付を受けることができます。かかる指定に基づく解約で、当社所定の要件を満たした場合、第12条第8項の規定にかかわらず、解約手数料は発生しません。また、委託者は、当該指定受益者が取得した受益権について再度の受益者変更、受益者変更の撤回および次項に基づく信託の分割を行うことはできません。

③受益者変更（本条第6項に定める受益者変更に係る依頼書を受託者宛てに送付または提出した後、本条第8項に定める当社の定める承諾日までの撤回を含みます。）は、委託者だけがこれを行うことができ、委託者の法定代理人または相続人は、これをいっさい行うことができないものとします。

(4) ①委託者が信託財産の元本の全部または一部について受益者変更を行う場合は、本条第6項ないし本条第12項および信託法第159条第3項の規定に基づき新規信託分割を行った上で（ただし、本条第12項が適用される場合には、この信託約款および信託法第155条第3項に基づく吸収信託分割を行います。）、当該分割された信託について受益者を指定する方法により受益者変更を行います。本項に基づく信託の分割については、信託法の信託分割に係る規定のうち同法第155条第1項、第2項、第159条第1項、第2項などのうち強行規定ではない規定でこの信託約款の内容と異なるものは、適用されません。

②本項に基づく信託の分割が行われた場合、第1条第1項に基づき当初設定された信託以外の信託（以下「分割後の信託」といいます。）にもこの信託約款が適用されます。

③分割後の信託における委託者は、委託者としての権限を有しません。

(5) 本条第4項に定める信託の分割を行った場合、分割前の信託財産に係る収益は、第1条第1項に基づき当初設定された信託の受益者が取得するものとします。

(6) ①委託者は、受益者変更を希望する場合、毎年当社所定の期間内に、当社に対して、受益者変更を希望する信託財産の元本の金額および指定受益者を記載の上、受益者変更に係る依頼書（以下「依頼書」といいます。）を送付または提出するものとします。委託者が当社所定の期間内に当社に依頼書を送付または提出しなかった場合、当該年の受益者変更を行うことはできません。

②当社は、委託者から依頼書を受領した場合、委託者の届出た指定受益者の住所に受益の意思表示に係る確認書（以下「確認書」といいます。）を発送し、当該指定受益者に対し、当社所定の期間内に当該確認書および当社所定の添付書面（以下「確認書等」といいます。）を当社に返送する方法によって当社宛てに受益の承認の意思表示を行うべき旨を催告します。

(暦年贈与信託約款)

- (7) ①指定受益者が本条第6項第2号に定める方法によって受益の承認の意思表示を行った場合、返送された確認書等が当社に到達した後、当社は当社所定の期間内に受益者変更の承諾の可否を判断します。
- ②当社所定の期間内に確認書等が指定受益者から当社に到達しなかった場合、当社は指定受益者が受益を放棄する意思表示を行ったとみなし受益者変更の承諾を行わず、本条第4項の定めに基づく信託の分割および受益者変更は行われません。
- (8) ①当社は、受益者変更を承諾する場合には、当社の定める承諾日に、本条第4項の定めに基づく信託の分割を行った上で、受益者変更の手続きを行い、遅滞なく、委託者および指定受益者に対し受益者変更に係る完了報告書を送付します。この場合、信託の分割および受益者変更の効力は、当該承諾日に生じ、委託者は、当該承諾日以降、受益者変更の撤回を依頼し、もしくは、受益者変更の内容を変更することはできません。
- ②当社は、受益者変更を承諾しない場合には、委託者および指定受益者に対し受益者変更に係る通知書を送付します。
- (9) 当社の定める承諾日以前に委託者または委託者が依頼書にて指定した指定受益者が既に死亡していることを本条第8項に定める承諾日までに当社が知った場合、当社は受益者変更の承諾を行わず、本条第4項の定めに基づく信託の分割および受益者変更は行われません。
- (10) 当社の定める承諾日以前に委託者が既に死亡していることを本条第8項に定める承諾日において当社が知らなかった場合、委託者が当社に対する依頼書の送付または提出を行い、かつ、本条第6項第1号に定める指定受益者が本条第7項第1号に定める確認書等を当社宛てに返送している限り、当社は本条第7項第1号および第8項第1号の定めにしたがった手続きを行い、当社の定める承諾日に本条第4項の定めに基づく信託の分割および受益者変更を行います。この場合、当社は、委託者の死亡について第20条第1項に定める手続きが行われるまでに当社が行った受益者変更その他の事務を有効なものとして取り扱うことができ、これにより委託者および指定受益者ならびにこれらの相続人その他の者に生じた損害について責任を負いません。
- (11) 当社の定める承諾日以前に本条第6項第1号に定める指定受益者が既に死亡していることを本条第8項に定める承諾日において当社が知らなかった場合、委託者が当社に対する依頼書の送付または提出を行い、かつ、当該指定受益者が本条第7項第1号に定める確認書等を当社宛てに返送している限り、当社は本条第7項第1号および第8項第1号の定めにしたがった手続きを行い、当社の定める承諾日に本条第4項の定めに基づく信託の分割および受益者変更を行います。この場合、当該指定受益者の法定相続人が、法定相続割合により受益権を取得するものとし、また、当社は、当該指定受益者の死亡について第20条第1項に定める手続きが行われるまでに当社が行った受益者変更その他の事務を有効なものとして取り扱うことができ、これにより委託者および指定受益者ならびにこれらの相続人その他の者に生じた損害について責任を負いません。
- (12) 本条に定める受益者変更により指定受益者が受益権を取得および保有している場合において、当該指定受益者が、受益者変更により当該指定受益者の信託期間中に複数回受益権を取得する場合、2回目以降の取得については、当該指定受益者が既に受益権を保有する信託の信託財産に、新たに取得される信託の信託財産が追加される方法による吸収信託分割が行われるものとし、指定受益者名義の通帳に残高が追加される方法により受益権を管理することとします。
- (5) 第2条第1項を以下のとおり改めます。
- 信託契約の期間は、申込書記載の期間（信託契約日に始まり、信託財産交付日の前日（以下「信託期間満了日」といいます。）までとします。）とします。この信託契約の期間を変更することはできません。
- (6) 第2条第2項の次に次の1項を加えます。
- 前2項の規定にかかわらず、この信託契約は、信託財産の元本の全部について指定受益者への受益者変更が完了した場合において、受益者から終了のお申出があり、当社でこれを認めたとき、合意により終了します。
- (7) 第2条第3項を第4項に改め、同項を以下のとおり改めます。
- この信託契約は、信託期間満了日より前に解約できません。
- ただし、やむを得ないご事情のため受益者（受益権取得後の指定受益者を含みます。）から全部または一部の解約のお申出があり、当社でこれを認めたときは全部または一部の解約に際することがあります。
- (8) 第2条第4項を削除します。
- (9) 第8条を以下のとおり改めます。
- この信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。ただし、第1条の2第4項の定めに従い分割された後は、第1条第1項に基づき当初設定された信託および分割後の信託のいずれかに関して、本条第1号、第3号、第4号および第5号のいずれかに定める信託終了事由が発生した場合、当該信託のみが終了し、他の信託には本条の効果は及ばないものとします。
- また、本条第2号に定める信託終了事由が発生した場合は、第1条第1項に基づき当初設定された信託のみが終了し、他の信託には本条の効果は及ばないものとします。
- ① 第2条第1項に定める信託期間の満了（以下「期間満了による信託の終了」とします。）
  - ② 第2条第3項に定める合意による終了（以下「合意による信託の終了」とします。）
  - ③ 第2条第4項ただし書きに定める全部の解約（以下「解約による信託の終了」とします。）
  - ④ 第4条の2第3項および第17条第3項に定める解約（以下「異議による信託の終了」とします。）
  - ⑤ 遺留分侵害額請求に基づき指定受益者が取得した受益権の全部が当該指定受益者以外の遺留分権

(暦年贈与信託約款)

利者に帰属することが、確定判決等により当社に判明したとき

⑥ 第9条第1項に定める解約（以下、「反社会的勢力等の排除に伴う信託の終了」とします。）

(10) 第10条に次のただし書きを加えます。

ただし、第8条第5号および第6号に定める終了の場合には、信託終了日には計算せず、信託金の支払に  
応じた日に計算します。

(11) 第12条第2項の次に次の1項を加えます。

合意による信託の終了の場合、前回計算期日の翌日（ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えて  
いない場合には信託契約日。以下本項において同じ。）から終了のお申出を当社が認めた日（以下「合意  
による終了日」とします。）の前日までの日数、前回計算期日の翌日または追加信託日に当社が示した予  
定配当率および前回計算期日の翌日から合意による終了日の前日までの信託金の元本の残高に基づき当  
社所定の方法により計算した収益金と信託金の元本の合計額から、解約手数料（ただし、信託契約日か  
らお申出日の前日までに生じた税引後の収益金の額を限度とします。）を差引いた後の残額を、合意によ  
る終了日に、受益者が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

(12) 第12条第3項を第4項に改め、同項中「ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない場  
合には信託契約日。」の後に「なお、第1条の2第4項に基づき指定受益者が受益権を取得した場合は、  
信託契約日を指定受益者が最初に受益権を取得した日に読み替えるものとします。」を加えます。

(13) 第12条第4項を第5項に改め、同項中「ただし、信託契約日以降一度も計算期日を迎えていない  
場合には信託契約日。」の後に「なお、第1条の2第4項に基づき指定受益者が受益権を取得した場  
合は、信託契約日を指定受益者が最初に受益権を取得した日に読み替えるものとします。」を加えます。

(14) 第12条第5項を第6項に改めます。

(15) 第12条第6項を第7項に改めます。

(16) 第12条第7項を第8項に改めます。

(17) 第12条第8項を第9項に改め、同項中「第3項」を「第4項」に改めます。

(18) 第12条第9項を第10項に改め、同項中、「第3項、第7項および第8項」を「第4項、第8項  
および第9項」に改めます。

(19) 第12条第10項を第11項に改め、同項中、「第3項、第7項および第8項の解約手数料ならび  
に第4項の解約調整金」を「第4項、第8項および第9項の解約手数料ならびに第5項の解約調整金」  
に改めます。

(20) 第12条第11項を第12項に改め、同項中、「第3項、第4項、第5項、第7項および第8項」  
を「第4項、第5項、第6項、第8項および第9項」に改め、「証書裏面の受取欄もしくは」を削除  
します。また、「提出してください。」の次に、「また、当社は、当該信託の終了の手に際し、必要と  
認めた場合、正当な権利者を確認する目的で証拠の提出を受益者に対し求めることができ、当該確認  
が完了するまでの間、遅滞責任を負いません。」を加えます。また、「なお、第4項および第5項の信  
託の終了の場合」を「なお、第5項および第6項の信託の終了の場合」に改めます。

(21) 第13条第5項の次に次の1項を加えます。

当社は、受益者変更により指定受益者が受益権を取得した後、当該指定受益者の氏名、住所、当該指  
定受益者が保有する受益権の残高、支払額および信託終了日（信託終了日の通知は、当該指定受益者  
に係る信託が終了した場合に限ります。）を、委託者に対して当社所定の方法により通知します。ただし、  
当該通知は、次の各号に定める事由により終了します。

① 委託者の死亡

② 第1条第1項に基づき当初設定された信託の終了

③ 指定受益者の死亡

④ 指定受益者に係る信託の終了

(22) 第13条第6項を第7項に改めます。

(23) 第16条第1項を削除します。

(24) 第16条第2項を第1項に改めます。

(25) 第16条第3項を第2項に改めます。

(26) 第16条第4項を第3項に改めます。

(27) 第19条第1項中、「届出てください。」の次に「ただし、受益者変更に基づく指定受益者は、確認  
書を返送する際に取扱店に届出てください。」を加えます。

(28) 第20条第1項柱書中「委託者、その相続人または受益者」を「委託者、受益者またはその相続人」  
に改めます。

(29) 第20条第1項第1号中「信託証書」を削除します。

(30) 第20条第3項および第4項中「信託証書（通帳式の場合通帳）」を「通帳」に改めます。

(31) 第21条第3項第1号中「証書（または通帳）」を「通帳」に改めます。

(32) 第22条の次に次の3条を加えます。

**第23条（分割後の信託契約の効力等）**

(1) 第1条の2第4項に定める新規信託分割を行った上で指定受益者が受益権を取得した日において、  
当該指定受益者を受益者とする信託契約の残存期間が5年未満である場合には、第2条第1項に関  
わらず、当該指定受益者を受益者とする信託契約は当該指定受益者が受益権を取得した日から5年  
後の応答日の前日を信託期間満了日として取扱います。信託期間満了日の翌日以降に、当社所定  
の書面の指定に基づき、信託財産を当該指定受益者に交付するものとします。

(暦年贈与信託約款)

- (2) 第1条の2第4項に定める吸収信託分割を行った上で指定受益者が受益権を取得した日において、当該指定受益者を受益者とする信託契約の残存期間が2年未満である場合には、第2条第1項に関わらず、当該指定受益者を受益者とする信託契約は当該指定受益者が最後に受益権を取得した日から2年後の応当日の前日を信託期間満了日として取扱います。信託期間満了日の翌日以降に、当社所定の書面の指定に基づき、信託財産を当該指定受益者に交付するものとします。

**第24条（権利者の確定が困難な場合の取扱い）**

当社は、信託財産の全部または一部につきこれを交付すべき相手方を確定することが困難であると認められたとき、受益者に対する信託財産の全部または一部につきその交付を行わないことができます。

**第25条（当社に詐害信託取消権の行使がなされた場合）**

- (1) 委託者がその債権者を害することを知って信託した場合において、債権者が当社を被告として、この信託の取消を裁判所に請求した場合、当社は当該請求に基づき信託が取り消される具体的な金額（以下「詐害信託取消相当額」といいます。）が明示されている確定判決、和解調書、調停調書等（以下本条において「確定判決等」といいます。）が当社に提示されるまで、指定受益者に対する信託財産の交付を行わないことができます。
- (2) 詐害信託取消請求に基づき信託財産の一部が委託者に帰属することおよびその具体的な詐害信託取消相当額が明示されている確定判決等を添付の上、当社所定の書面により債権者から詐害信託取消相当額の支払請求があり、当社がこれを承認したときは、債権者に詐害信託取消相当額の金銭を一括して支払うものとします。

以上

当社が契約している指定紛争解決機関

一般社団法人信託協会

連絡先 信託相談所

電話番号 0120 - 817 - 335 または 03 - 6206 - 3988